

消費者庁設立に向けた規制改革会議の見解

平成 20 年 9 月 19 日

規 制 改 革 会 議

規制改革会議は、消費者の自立を支援する観点から、暮らしの安全・豊かさ・利便性の向上に結び付く生活に身近な分野に重点を置いた改革の推進に取り組み、消費者、行政、事業者が適正な役割と責任を果たすための環境が整備されるよう努めてきたところである。

国民すべてが消費者である点を踏まえ、消費者利益保護に向けて、広く、かつ、鳥瞰的な視点からの法案の策定・政策運営が必要と考えており、消費者庁設置に向けて、下記のとおり当会議の見解を述べるものである。

記

1. 製品・サービスの質の維持・確保は、基本的には、市場競争と消費者の自己責任によって実現されることを踏まえると、消費者の利益を図るために行政がなすべき最も重要な点は、独占力の行使の排除や市場支配力についての考え方の見直し等、公正な競争環境の確保と、競争政策上の問題点の改善に努力を傾注することである。
2. 次に、消費者と事業者間の問題の多くは、その背景に情報の非対称性・不完全性があると考えられる。その弊害が大きい場合には、製品・サービスの質の維持・確保を目的とした規制（質的規制）を導入して行政が市場に介入する合理性がある。ただし、その際、市場メカニズムの機能を阻害して却って消費者利益を損なってしまうことのないよう、注意が肝要である。
3. 消費者庁設置に伴い、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）は公正取引委員会から消費者庁に移管されることとなる。これに伴い、同法の法目的は、「公正な競争を確保」することから、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止」に変更されることとなるが、これについては、両者は表裏一体の関係にあり、実際に規制されるべき行為の範囲等に変更をきたすものではないとされている。当会議としては公正な競争の確保こそが消費者の合理的な選択の機会の確保、ひいては消費者利益につながる最も重要な要素であり、同時に産業活動の活性化にも資するものとする。このため、移管後も一般消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保と併せて、公正な競争の確保が図られることが何よりも大切なことであり、引き続き、その観点から、同法の運用がなされるべきと考える。

以 上